

高病原性鳥インフルエンザの防疫対策の強化について

我が国では、平成 27 年 1 月以降、本病の発生はありませんが、中国等においては、継続して家きんでの発生が確認されています。

また、野鳥についても、本年 6 月にロシアのモンゴル国境付近や 8 月に米国アラスカ州等において H 5 亜型のウイルスが確認されているところです。

よって、我が国への本病ウイルスの侵入リスクは、依然高いと考えられますので、養鶏農家や家きんを飼養する皆様におかれましては、渡り鳥等の本格的な飛来シーズンを迎えるにあたり、鶏舎内への野鳥等の侵入防止対策や病原体の持ち込み防止等、飼養衛生管理基準の再点検をお願いします。

野鳥、ねずみ等の野生動物対策について

- ・鶏舎及び防鳥ネットに破損や隙間が無い点検し、必要があれば速やかに修繕してください。また、給餌設備、給水設備、飼料保管場所に、野鳥やネズミ等の野生動物が侵入しないよう、施設の穴や隙間を塞いでください。
- ・鶏舎周辺は日頃から草刈りと整理整頓に努めて、ネズミ等の野生動物の隠れ場所や通り道を減らすとともに、定期的に駆除してください。
- ・鶏舎の出入口は作業中であっても、その都度、閉めてください。



病原体の侵入防止対策について

- ・農場入口の看板（標示）に破損等がないか点検し、必要のない者を衛生管理区域に立ち入らせないようにしましょう（裏面参照）。
- ・衛生管理区域の出入口に消毒設備（消毒機器を含む）を設置し、車両の出入りの際に消毒を行いましょう。
- ・衛生管理区域及び鶏舎の出入口に消毒設備を設置し、出入りの際に手指及び靴の消毒（手指については、洗浄又は消毒）を行いましょう。
- ・衛生管理区域専用の衣服及び靴 を設置するとともに、鶏舎ごとの専用の靴を設置し、出入りする者はこれを使用しましょう。

専用の衣服及び靴：衛生管理区域に立ち入る際に使用している衣服の上から着用するもの並びに衛生管理区域及び鶏舎に立ち入る際に使用している靴の上から着用するブーツカバーを含む。

